

愛知県芸術劇場等運営等事業実施方針に関する質問・意見及び回答

No	該当箇所							タイトル	質問・意見	回答
	頁	行目	項目							
1	6	6	第1	1	(5)	①		本事業の事業期間（予定）	現時点で貴県は「運営権の設定を受けた日」をいつ頃で想定されているのか、また、運営業務準備期間はどの程度の期間を想定されるのか教示願います。	・2026年4月以降を想定しております。 ・また、運営業務準備期間は、半年から1年程度を想定しております。 ・詳細は、募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
2	6	14	第1	1	(6)			事業方式	事業方式について、事業者が運営権対価を設定しない提案をし、落札した場合、本事業はコンセッションではなく、指定管理者制度が適用されるのでしょうか。	・事業者が運営権対価を設定しない提案の場合でも、公共施設等運営権（コンセッション）方式による運営権を設定することになります。 ・なお、P6の第1.1.(6)の事業方式に記載のとおり、「事業者に使用許可権限を付与するため、公の施設の指定管理者制度（地方自治法第224条の2第3項）を併用する」としております。
3	6	20	第1	1	(6)			事業方式	文化振興事業団に委託する委託費用について、文化振興事業団から委託費が指定され、その指定された委託費をそのまま事業者が支払うことになるのか、それとも事業者側で委託費を指定することができるのか教示願います。	・委託費用については、県から指定した額を支払うことを想定しております。詳細は、今後募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
4	6	20	第1	1	(6)			事業方式	文化振興事業団に委託する委託費用について、事業期間中の各年度における委託費想定額及び内訳は守秘義務資料等に明確に提示されるのか教示願います。また、入札時の事業収支作成においてこの委託費想定額が上振れした場合のリスク負担は、受託者である文化振興事業団にあるという認識でよいのか教示願います。	・No.3を参照してください。 ・委託費想定額からの上振れ部分については、ご指摘のとおりです。
5	6	20	第1	1	(6)			事業方式	文化振興事業団が引き続き実施する業務を事業が委託するとありますが、事業内容、事業予算等の決定について関与することは可能でしょうか。ご教示ください。	・文化振興事業団が主催する公演における事業者の関与や役割分担については、募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
6	6	20	第1	1	(6)			事業方式	文化振興事業団が主催する公演についてですが、SPCとして内容や公演期間などについて意見を述べる場を設けてください。	・No.5を参照してください。
7	6	20	第1	1	(6)			事業方式	事業団が引き続き実施する業務（創造発信・鑑賞事業、普及啓発事業、人材養成事業）について、過去五年間の実施実績の詳細（事業内容及び事業収支）を開示してください。	・募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
8	6	20	第1	1	(6)			事業方式	文化振興事業団が主催する公演などについて、事業者も携わることが想定されますが、一般の貸館料と同額を事業団から徴収していいという認識でよろしいのでしょうか。	・文化振興事業団が主催する公演などの貸館料金（利用料金）の考え方については、募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
9	6	20	第1	1	(6)			事業方式	文化振興事業団が主催する公演などについて、貸館料を下げて貸すという話が出た場合、通常の貸館料との差額を県側で負担してください。	・No.8を参照してください。
10	6	20	第1	1	(6)			事業方式	文化振興事業団の解散が生じた場合、県が文化振興事業団の機能を引き継ぐのでしょうか。	・文化振興事業団の解散は、現在想定しておりません。
11	6	25	第1	1	(6)			事業方式	事業団に委託する芸術劇場の運用・管理、利用者に対する舞台技術面における支援などを行う業務について、具体的な過去五年間の人員配置（直営及びあれば第三者委託）と委託料の見込額をご教示ください。	・募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
12	6	25	第1	1	(6)			事業方式	事業者に文化振興事業団の職員を派遣させる場合、給料や社会保険料等については、SPCが負担することがないようにしていただきたいです。	・文化振興事業団の職員の従事の詳細については、募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
13	6	30	第1	1	(7)	①		運営権設定対象施設	現在営業している飲食店、「ウルフギャング・バック愛知芸術文化センター店（10階・11階）」、「アフロディーテ（2階・閉店）」、「喫茶るるぼ（8階）」、「喫茶アルス（地下2階アートプラザ内）」の各店舗も、運営権設定対象施設に含まれるかどうか、ご教示いただけますでしょうか。	・「喫茶るるぼ（場所：8階（ギャラリー内9階）」は、別紙1「愛知芸術文化センター平面図」の美術館エリアに含まれますので、対象外となりますが、それ以外の各店舗については、運営権設定対象施設に含まれます。
14	6	30	第1	1	(7)	①		運営権設定対象施設	上記の店舗部分が運営権設定対象施設に含まれる場合、各店舗（閉店部分を除く）が飲食店の経営継続を希望した場合には、事業者が各店舗と委託契約を結ぶ形となるのでしょうか。併せてご教示ください。	・運営権に基づく事業開始後は、事業者が主体となり各店舗と契約することを想定しています。 ・事業者と各店舗との契約形式は、貸付契約を想定していますが、各店舗との委託契約の締結を妨げるものではありません。 ・県と事業者との貸付契約の条件は、募集要項等公表時（2025年2月下旬）及び実施契約書（案）公表時（2025年3月以降を想定）に示す予定です。
15	6	30	第1	1	(7)	①		運営権設定対象施設	①飲食店について、県との契約形態は何でしょうか。 定期賃貸借契約・普通賃貸借契約など ②賃料や売上、契約更新時期などの開示はいただけますでしょうか。	・現在営業を行っている飲食店については、事業者からの申請に基づき県が行政財産の使用許可をしているため、賃貸借契約は結んでおりません。 ・賃料や契約更新時期については、募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
16	6	30	第1	1	(7)	①		運営権設定対象施設	事業者に与える運営権設定範囲内に飲食店が入っておりますが、各飲食店との賃貸借契約の詳細をご教示ください。	・No.15を参照してください。
17	6	30	第1	1	(7)	①		運営権設定対象施設	現在、飲食店との賃貸借契約は県と結んでいるという認識でよろしいでしょうか。	・No.15を参照してください。
18	6	30	第1	1	(7)	①		運営権設定対象施設	飲食店との賃貸借契約を県と結んでいる場合、事業者がコンセッション事業を開始する際、賃貸借契約の契約元は県から事業者へ変更するのでしょうか。	・No.14、15を参照してください。
19	6	34	第1	1	(7)	①		運営権設定対象施設	1階と地下1階にアートライブラリーがあると思うのですが、地下1階のアートライブラリーのみ管理対象外の施設でしょうか。	・現在、1階と地下1階がアートライブラリーとなっておりますが、書庫である地下1階部分については美術館が所管する部分となります。 ・地下1階部分の維持管理等については、P25、第4.1.(2)、①を参照してください。 ・運営権設定対象施設となっている1階部分については、事業者から活用方法を提案していただくことを想定しております。
20	7	1	第1	1	(7)	①		運営権設定対象施設	「別紙1 愛知芸術文化センター平面図」を見る限り、建物平面図内のみが運営権設定対象施設となっており、外構部分等が対象施設外であると見受けられますが、外構部分も運営権設定対象施設であるという認識でよろしいでしょうか。その場合、外構図に運営権設定対象施設範囲を記載して頂き開示願います。	・計画地は名古屋市の所有であるため、外構は運営権設定対象施設の対象外となります。 ・但し、計画地内における外構の維持管理については、本事業の範囲となります。 ・外構を含む事業場所を示す図面については、募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。

愛知県芸術劇場等運営等事業実施方針に関する質問・意見及び回答

No	該当箇所						タイトル	質問・意見	回答
	頁	行目	項目						
21	7	18	第1	1	(8)	②	運営権設定対象施設	残存簿価の買取についてですが、「新設・拡張した施設の機能維持のための投資を除く」という記述がございますが、この記述に該当する具体的な例をご教示ください。	・当該記述は、事業者の提案により新たに新設・拡張した施設に関する更新投資については、事業者の責任と負担で実施して頂くという趣旨です。 ・例としては、事業者提案により新設・拡張した施設の建築設備等の更新投資をすることなどが挙げられます。
22	8	2	第1	1	(8)	②	運営権設定対象施設	事業期間前に、残存簿価の買取に関する対象物について、県と事業者の協議する場を設けてください。その場を設けていただける場合、投資する判断をする前にしてください。	・事業者からの提案時にお示しいただいた更新投資に関しては、事業者の負担となります。 ・事業期間中に上記以外の更新投資を行う場合は、事業者が投資の判断をする前に、県と事業者で協議することを想定します。 ・詳細は、実施契約書（案）公表時（2025年3月以降を想定）に示す予定です。
23	8	2	第1	1	(8)	②	運営権設定対象施設	利便増進のために事業者が投資したものについて、県側による残存簿価の買取をしてください。	・今後公表する（2025年3月以降を想定）実施契約書（案）に定める残存価値相当費用の買い取り要件を満たす場合は、対象となります。
24	8	20	第1	1	(9)		本事業における利用料金等の設定および収受	収入を得る方法として、広告の掲示も考えられます。条例に基づき関係者との協議の上掲示が可能となった場合、それで得られた収入も自らの収入として徴収できると想定してもよろしいでしょうか。	・根拠法令を遵守するとともに今後公表する（2025年2月下旬）募集要項等を充足する限りにおいて、広告収入を事業者が収受することを想定しております。
25	9	1	第1	1	(10)	①	運営に係る費用負担	県が定める負担総額の上限額約226億円（支出約334億円、収入約108億円）について、詳細な内訳をご教示願います。	・県が定める負担総額の内訳については、その概要を募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
26	9	1	第1	1	(10)	①	運営に係る費用負担	県が定める負担総額の上限額（15年間）（想定）約226億円とされています。また、収入108億円、支出334億円の内訳となっています。これについて、算定根拠の詳細を、収支実績と比較して、ご教示ください。同時に、費用削減効果（試算額）23億円の内訳の詳細を、ご教示ください。特に、施設使用料収入、及び事業に係る収入と支出の算定方法・根拠について、ご教示ください。	・No. 25を参照してください。
27	9	1	第1	1	(10)	①	運営に係る費用負担	県が定める負担総額の上限額226億円について、特定事業にかかる管理費と大規模修繕費以外には、負担いただけない認識でもよろしいでしょうか。	・226億円には特定事業に係る管理・運営費は含まれておりますが、P9第1, 1, (10), ②の大規模改修は、県で別途予算措置し、実施することを想定しております。 ・226億円の内訳については、その概要を募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
28	9	1	第1	1	(10)	①	運営に係る費用負担	県が定める負担総額の支出額（約334億円）は、想定事業期間15年間の物価変動を加味された金額なのかどうかご教示願います。また、その根拠もご教示願います。	・県が定める負担総額は、事業期間中の物価変動を加味した金額ではございません。 ・但し、事業期間中に一定水準以上の物価変動があれば県負担額の改定を予定しています。詳細は、実施契約書（案）公表時（2025年3月以降を想定）に示す予定です。
29	9	1	第1	1	(10)	①	運営に係る費用負担	県から事業団に対して、負担総額の上限範囲で費用負担があると思うが、事業団が県に払う運営権対価などは基本的に無いという認識でよろしいでしょうか。（事業団が県の負担額を0にした場合は除く）	・文化振興事業団が県に運営権対価を払う想定はありません。
30	9	4	第1	1	(10)	②	大規模修繕に係る費用負担	大規模修繕は、県が必要と認めと記載がありますが、予算を認める場合、具体的にどのような基準で判断されるのでしょうか。また運営費を算出するうえで、現状の設備に対する更新リストや不具合リストを開示していただけないでしょうか。	・「予算を認める場合」として示す内容が不明瞭ですが、県が必要と認める場合については、詳細な具体的な基準をあらかじめ設けているものではございません。その時点における施設の状況等を総合的に考慮して判断することを想定しています。 ・現状の設備に対する更新リスト等については、募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
31	9	4	第1	1	(10)	②	大規模修繕に係る費用負担	大規模修繕に係る費用は愛知県が負担する認識でよろしかったでしょうか。	・ご指摘のとおりです。
32	9	4	第1	1	(10)	②	大規模修繕に係る費用負担	大規模修繕以外の修繕は、事業者が全て負担する事になるのでしょうか。	・現在、県において計画を検討している修繕については、県負担で実施する予定です。 ・また、修繕業務の範囲においても、県と事業者で分担することを予定しています。 ・県で実施を予定する修繕項目及び県と事業者で分担する修繕業務は、募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
33	9	4	第1	1	(10)	②	大規模修繕に係る費用負担	現段階で事業期間内に予定（計画含む）している大規模修繕の有無及び具体的修繕内容をご教示願います。	・現段階で事業期間中に予定している修繕項目等については、募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
34	9	4	第1	1	(10)	②	大規模修繕に係る費用負担	事業者が費用負担する、1件修繕費用金額、年度もしくは15年間修繕費用合計額についての考え方を、ご教示ください。	・修繕費合計額の目安については、募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
35	9	4	第1	1	(10)	②	大規模修繕に係る費用負担	大規模修繕を計画する際、公演計画の見直しや、利用者への影響をなるべく抑えるためにも、事業者の意見を反映した計画内容、または設計の協力などできるような仕組みを取り入れてほしいです。	・ご意見を踏まえ、今後の検討とさせていただきます。
36	9	11	第1	1	(10)	②	大規模修繕に係る費用負担	貴県が認める範囲内での当該損失の補償及び事業期間の合意延長については、逸失利益が含まれると認識してよろしいでしょうか。逸失利益が含まれない場合、例えば、特定事業のうち飲食施設等の運営において、テナント業者から逸失利益の補償を求められた際のリスクは事業者側が負担することになるため、懸念しております。	・逸失利益も含まれる場合があります。 ・但し、対象となる損失（逸失利益等）の範囲は、県と事業者で協議の上、県が認める範囲内で定めることとなります。
37	9	27	第1	1	(11)		本事業の範囲	愛知県美術館及びアートライブラリー地下1階部分の維持管理業務内容は、P10の(11)①(b)記載の維持管理業務のうち具体的にどれが対象となるのでしょうか。また、維持管理の実施頻度・仕様等は愛知県美術館側から指定されるのでしょうか。現状の愛知県美術館等の維持管理業務の実施状況も合わせて教示願います。	・愛知芸術文化センター全体の維持管理業務のうち、舞台設備保守管理業務、システムの維持管理業務、備品保守管理業務を除く、全ての業務が対象となります。 ・また、美術館の維持管理に関する内容については、今後公表する（2025年2月下旬）募集要項等で示すとともに、参考資料として現在の指定管理における仕様書等を提示する予定です。
38	9	31	第1	1	(11)	①	特定事業	管理業務、運営業務ともに、配置人数を民間側で自由にしていただけるようにしてください。	・管理業務及び運営業務の体制については、募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
39	10	1	第1	1	(11)	① (b)	愛知芸術文化センター全体の維持管理業務	維持管理業務で現在、愛知県文化振興事業団が委託している業務名と委託企業名をご教示願います。（記載されている13業務以外にも含めて）	・募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
40	10	1	第1	1	(11)	① (b)	愛知芸術文化センター全体の維持管理業務	事業者が事業契約した際、建築物保守管理や建築設備保守管理業務などが適正かつ効率的に行うために、紙による図面だけでなく、図面データの開示を要望します。	・図面データの提供は想定しておりますが、紙の図面しかないものもありますので、その点はあらかじめご了承ください。

愛知県芸術劇場等運営等事業実施方針に関する質問・意見及び回答

No	頁	行目	該当箇所				項目	タイトル	質問・意見	回答	
41	10	3 11	第1	1	(11)	①	(b)	愛知芸術文化センター 全体の維持管理業務	建築設備保守管理業務、システム維持管理業務についてですが、リース対象設備と工事対象設備の区分や、リース条件などの詳細を公募時に明示してください。	・ご意見を踏まえ、今後の検討とさせていただきます。	
42	10	3 11	第1	1	(11)	①	(b)	愛知芸術文化センター 全体の維持管理業務	リースされている設備やシステムが、リースの更新時期を迎えた場合、現在のリースの契約者である県が更新をするのでしょうか。	・基本的には、運営権の設定後においては、リース等の契約者は県から事業者へ変更し、その後の維持管理は、事業者に行っていただくことを想定しております。	
43	10	3 11	第1	1	(11)	①	(b)	愛知芸術文化センター 全体の維持管理業務	現在リース対象の設備を、事業者が契約主としてリースの更新をした際、リース費用分をサービス購入料に上乗せしていただきたいです。	・ご意見を踏まえ、今後の検討とさせていただきます。	
44	10	16	第1	1	(11)	①	(c)	(i)	戦略立案及びその実施 に係る業務	(i)戦略立案及びその実施に係る業務のうち、事業団が担う業務について項目をお示しください。	・募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
45	10	16	第1	1	(11)	①	(c)	(i)	戦略立案及びその実施 に係る業務	(i)戦略立案及びその実施に係る業務について、芸術劇場が負託する各種文化事業については、公共文化施設としての、いわゆる不採算事業が、数多く実施されると思われます。そうした事業について、P8に記載されている「運営に係る費用負担」との関係が合致しないと考えられます。従って、事業者の実施する提案事業としては、不採算事業を除外する、もしくは不採算事業は文化振興事業団に別途担っていただく等が想定されます。この点について、県のお考えを、ご教示ください。	・不採算事業の定義が不明瞭ですが、文化振興事業団及び事業者が実施する業務については、募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
46	10	16	第1	1	(11)	①	(c)	(i)	戦略立案及びその実施 に係る業務	事業者が誘致する公演事業について、事業者が自由に企画し誘致できるように、公演に関する制約があれば、回答していただけますでしょうか。	・愛知県芸術劇場については、主催事業の再構成や戦略的に公演を誘致する貸館事業の柔軟化を図ることにより、幅広い公演を実施していただく想定をしております。 ・事業者が企画や誘致する公演に係るホールの利用日数等の詳細については、募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
47	10	23	第1	1	(11)	①	(c)	(i)	戦略立案及びその実施 に係る業務	現在、文化振興事業団が自主事業のチケットをオンラインで販売されていますが、事業者によるコンセッション事業後も、事業団が自主事業のチケットをオンライン販売していくのでしょうか。また、オンライン販売で一般主催者のチケットも販売できるのでしょうか。	・事業者による運営開始後も、文化振興事業団が実施する自主事業のチケット販売はオンライン販売することを想定しています。 ・事業者が新たにオンラインチケット販売システムを導入する場合は、そのシステム上で文化振興事業団が実施する自主事業も販売していただくことを想定しています。 ・一般主催者のチケットのオンライン販売については、販売できることを想定しております。
48	10	23	第1	1	(11)	①	(c)	(i)	戦略立案及びその実施 に係る業務	愛知県芸術劇場メンバーズ会員になられている方に、事業者が誘致した公演を告知などができるような仕組みを取り入れてほしいです。	・ご意見を踏まえ、今後の検討とさせていただきます。
49	10	24	第1	1	(11)	①	(c)	(ii)	ホールの運営等に関する 業務	音響や舞台のオペレーションでできる方が減っております。事業団が契約しているオペレーターを活用できるようにしてほしいです。	・ご意見を踏まえ、今後の検討とさせていただきます。
50	10	25 31	第1	1	(11)	①	(c)	(ii) (d)	ホールの運営等に関する 業務	ホールまたはホール以外の貸し出しに関する業務についてですが、料金設定は、事業者側で自由に設定できるようにしてください。	・料金設定の考え方については、募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
51	10	32	第1	1	(11)	①	(d)	(i)	施設・空間及び敷地を 有効活用した業務	左記項目にある飲食店等の運営は事業者自らの提案で設置をした飲食店を指すのでしょうか。	・ご指摘のとおりです。
52	11	1	第1	1	(11)	①	(d)	(ii)	愛知県美術館や近隣施設等と連携して実施する業務	左記項目について、事業団が実施した同様の業務実績の過去五年間分を開示してください。	・「愛知県美術館や近隣施設等と連携して実施する業務」の実績については、「久屋ぐるっとアート」等がございます。 ・詳細については、文化振興事業団のHPに各年度の事業報告が掲載されておりますのでそちらをご確認ください。
53	11	4	第1	1	(11)	①	(d)	(iii)	その他施設の利用等に関する業務	現在、芸術文化センターではSNSでの発信を行っております。コンセッション事業が開始した際は、SNSの運用は、事業団が行うのでしょうか。	・愛知芸術文化センターに係る広報等については、事業者に行っていただくことを想定しております。
54	11	4	第1	1	(11)	①	(d)	(iii)	その他施設の利用等に関する業務	事業者がSNSでの発信を担う場合は、事業者、事業団、県との3者間の協議したうえで事業者が自由にSNSの運用をできるようにしてください。	・ご意見を踏まえ、今後の検討とさせていただきます。
55	11	14	第1	1	(12)	①			既存運営団体等との連携	本施設内に事務室を設置する国際芸術祭推進室及び文化振興事業団の使用する光熱水費は、本事業の費用に含まれているということでしょうか。ご教示ください。	・募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
56	12	7	第1	1	(13)	①			更新投資等の内容	任意事業の実施に伴い必要となる施設（運営権設定対象施設を除く。）とは、具体的に範囲なのかを具体的にお示しください。	・質問の意図が不明瞭ですが、「任意事業の実施に伴い必要となる施設（運営権設定対象施設を除く。）とは、具体的にどのようなものか」と仮定して回答します。 ・例としては、運営権設定対象施設内に存在し、独立して機能する仮設施設等が挙げられますが、現時点では具体的な想定はございません。
57	12	22	第1	1	(15)				事業者による運営の結果生じる利益の帰属	事業者の運営は、収支の差で、行われるものであり、本項目については、収益（利益）を基準として、いただきたいと思います。 例えば、事業者が実施する各種文化事業は、事業収支で運営されます。また、利用率が上がり利用料金が增加する場合、結果として、光熱水費・維持管理経費・人件費が、正比例に増加します。 従って、実績収入と計画収入の差異の15%を、県と事業者の帰属の基準とすることは、本来の運営に合致しないと考えられます。再検討をお願いしたいと思います。	・同項目内（第1,1,(15)）のP12の28行目に「ただし、事業者の収支が黒字の場合に限る。」と記載しておりますので、収支を加味した基準とすることを想定しております。 ・詳細は、募集要項等公表時（2025年2月下旬）及び実施契約書（案）公表時（2025年3月以降を想定）に示す予定です。
58	12	26	第1	1	(15)				事業者による運営の結果生じる利益の帰属	「合意する各年度の計画収入」という記載がございますが、こちらはいつの時点で合意するのでしょうか。	・各年度の前年度時点で合意することを想定しております。 ・なお、初年度については、運営業務準備期間内に合意することを想定しております。
59	12	27	第1	1	(15)				事業者による運営の結果生じる利益の帰属	15%の差異についてですが、この割合になった理由や根拠をご教示ください。	・先行事例等に基づき、総合的に決定しております。

愛知県芸術劇場等運営等事業実施方針に関する質問・意見及び回答

No	該当箇所						タイトル	質問・意見	回答
	頁	行目	項目						
60	12	29	第1	1	(15)		事業者による運営の結果生じる利益の帰属	差異が15%の範囲内であれば事業者の負担であると記載がございます。数年に渡り赤字が続く場合、15%という数字は変更することは協議によって可能でしょうか。	・15%という数字については、変更することを想定しておりませんが、県と事業者で合意する各年度の計画収入については、毎年協議により決定することを想定しています。 ・詳細については、募集要項等公表時（2025年2月下旬）及び実施契約書（案）公表時（2025年3月以降を想定）に示す予定です。
61	14	13	第2	2	(1)		募集・選定に係るスケジュール	募集要項等は実施方針に関する質問及び意見等の回答公表後、1月中には公表されるという理解でよろしいでしょうか。	・募集要項等は、2025年2月下旬に公表を予定しております。
62	14	13	第2	2	(1)		募集・選定に係るスケジュール	1月下旬以降に募集要項の公表と予定されていますが、いつ頃の公表を予定しておりますか。	・No. 61を参照してください。
63	14	13	第2	2	(1)		募集・選定に係るスケジュール	提案書までの期間を6か月以上にしてください。	・ご意見を踏まえ、今後の検討とさせていただきます。
64	14	16	第2	2	(2)		実施方針に関する質問及び意見等の受付、回答公表	今回の各社から出た意見を反映させた募集要件にしてください。	・ご意見を踏まえ、今後の検討とさせていただきます。
65	15	20	第2	2	(7)	①	提案書類の受付	提案書については、CD-Rなどにデータを取めたものを提出するという形式にしていきたいと思います。	・ご意見を踏まえ、今後の検討とさせていただきます。
66	15	23	第2	2	(7)	①	提案書類の受付	「1者以上の提案審査参加者から提案書類の提出がなかった場合、県は特定事業の選定を取り消す。」とあります。特定事業の選定を取り消すとは、今回のPFI事業が取りやめになるといった認識でよろしかったでしょうか。	・特定事業の選定が取り消された場合には、本公募は中止となります。 ・但し、特定事業の選定を取り消すことが、PFI事業とする政策を取りやめることは同義ではありません。
67	16	12	第2	2	(10)		SPCの設立	本施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	・ご指摘のとおりです。
68	16	28	第2	3	(1)	①	応募者の構成	応募グループの参加企業（代表企業、構成企業、協力企業等）について、愛知県内の業者を参画しないといけないという参加要件はあるのでしょうか。	・愛知県内企業の参画を必須要件とはしていません。 ・なお、参加要件については、P17 の第2, 3, (2)応募者等の参加資格要件並びにP18, 第2, 3, (3)応募者等の個別要件を参照ください。
69	16	28	第2	3	(1)	①	応募者の構成	上記の参加要件が存在する場合、参加要件の詳細（愛知県内に本店がある企業、もしくは支店や営業所がある企業など）がありましたら、公募時には明示してください。	・No. 68を参照してください。
70	17	1	第2	3	(1)	①	応募者の構成	「応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業は、他の応募者等として本事業の募集に参加できないものとする。」とありますが、専門的な技術力や知識が必要な業務を遂行する企業又は機器製造企業（メーカー）しか業務を遂行できない場合でも、1つの応募企業等にしか応募できないのでしょうか。このケースだと、応募者等が複数あり、専門性が高い業務を遂行する企業が1社しか存在しない場合は、1つの応募者等しか応募できないかと思います。このケースの場合はどのように理解したらよろしいでしょうか。ご教示願います。	・応募者等は他の応募者等として本事業の募集に参加できません。 ・また、本事業の範囲は、文化振興事業団が担う業務など特段の定めがあるものを除き、特定の1者しか遂行できない業務内容を設定することは予定していません。業務内容の詳細は、今後開示する要求水準書等に示します。 ・なお、優先交渉権者が決定した後、事業期間中に他の応募グループである構成企業又は協力企業が一部の業務を受託することは可能です。
71	17	6	第2	3	(1)	②	構成企業及び協力企業の取り扱い	協力企業の定義はなんのでしょうか。協力企業が委託先企業である場合、期間を待たずして変更できるようにしてほしいです。	・実施方針にある用語集に記載のあるとおり、「応募企業又は応募グループの構成企業以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者」を言います。 ・協力企業の変更は、P17第2, 3, (1). ①に定める期間での変更を想定しています。
72	17	10	第2	3	(1)	②	構成企業及び協力企業の取り扱い	県の承認に至るまでどのようなプロセスがあるのでしょうか。	・P17第2, 3, (1). ②に記載のあるとおり、モニタリング結果等を踏まえた上で第三者機関の合意を得て、県が承認するプロセスを想定しております。 ・詳細は、募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
73	17	12	第2	3	(1)	②	構成企業及び協力企業の取り扱い	構成企業の経営不振や倒産などといった撤退せざるを得ない場合、2036年を待たずして変更できる仕組みを取り入れてほしい。	・個別の事象により判断することとなりますが、「緊急を要する場合に限り、構成企業（代表企業を除く。）及び協力企業の変更について、県と協議できるもの」に該当すれば可能です。 ・詳細は、今後募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
74	17	12	第2	3	(1)	②	構成企業及び協力企業の取り扱い	2036年以降に、県との協議がまとまらない場合、事業者の事由による契約解除に該当してしまうのでしょうか。	・契約解除に該当する場合の条件は、今後公表する（2025年3月以降を想定）実施契約書（案）にお示ししますので、そちらを確認の上、同様の懸念がある場合は、今後の公募プロセスにて、再度ご質問下さい。
75	18	27	第2	4	(1)		著作権	県は提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとするという記載があります。使用する際は、事業者側との協議を行っていただきたいです。	・ご意見を踏まえ、今後の検討とさせていただきます。
76	20	10	第3	1	(1)		事業開始日以降に県が実施予定の工事	直近の工事だけでなく、将来的に必要となる工事が明確になっている場合、その内容をご教示ください。	・募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。
77	20	13	第3	2			リスク分担の基本的な考え方	事業期間が15年と長期になるため、大きな物価変動が予想できます。ついては、物価変動に対する措置（変動ルール）を、お示しいただきたいと考えます。	・事業期間中に一定水準以上の物価変動があれば県負担額の改定を予定しています。 ・詳細は、実施契約書（案）公表時（2025年3月以降を想定）に示す予定です。
78	20	13	第3	2			リスク分担の基本的な考え方	サービス購入料に物価変動分を反映するようにしてください。	・No. 77を参照してください。
79	21	4 9	第3	2	(2) (3)		契約不適合責任 特定法令等変更	2項目とも、損失の補償または合意延長による損失補償に代えるという記述がありますが、損失の補償に該当する事象または事柄、合意延長による損失補償に該当する事象または事柄をそれぞれ事例を明示していただけますでしょうか。また、県と事業者が協議する場を設けてください。	・例としては、契約不適合責任や特定法令等変更により、施設が一時的に利用できないような事象が発生した場合に、逸失利益の損失補償や、事業者提案の機会損失を延長して補償することが挙げられます。 ・但し、損失補償の内容については、個別の事象により判断します。 ・契約不適合責任及び特定法令等変更が発生した場合のリスク分担の考え方は、今後公表する（2025年3月以降を想定）実施契約書（案）にお示ししますので、そちらを確認の上、同様の懸念がある場合は、今後の公募プロセスにおいて、再度ご質問下さい。
80	25	10	第4	1	(2)	①	愛知県美術館・アートライブラリー（地下1階部分）	事業者と別の団体が運営を行うという記載がございますが、改修や修繕が必要になる場合についての取り決め事項を、双方で協議できるように条件内容に盛り込んでいただけますでしょうか。	・ご意見を踏まえ、今後の検討とさせていただきます。

愛知県芸術劇場等運営等事業実施方針に関する質問・意見及び回答

No	該当箇所							タイトル	質問・意見	回答
	頁	行目	項目							
81	29	1	第6					事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	現在想定されている損害額はどのくらいでしょうか。	・ 具体的な損害額の想定があるわけではありません。
82	30	11	第6	1	(3)			不可抗力による実施契約の解除又は終了	一部損壊で使用不可になった場合の補償はどのようになるのでしょうか。	・ 実施契約の解除事由は、今後公表する（2025年3月以降を想定）実施契約書（案）にお示ししますので、そちらを確認の上、同様の懸念がある場合は、今後の公募プロセスにおいて、再度ご質問下さい。
83								その他	設備劣化具合、導線、諸室等を提案前に見たいので、現場調査を行える期間を設けていただきたいです。	・ 現地見学会等を行う想定です。 ・ 詳細については、募集要項等公表時（2025年2月下旬）に示す予定です。

※なお、実施方針に関する質問ではないものについては、回答は控えさせていただきます。